

日並皇子挽歌に表れた天武天皇神話の意義について

上野 修

はじめに

日並皇子尊殯宮之時柿本朝臣人麻呂作歌一首并短歌
天地之 初時 久堅之 天河原尔 八百萬 千萬神之
神集 集座而 神分 分之時尔 天照 日女之命へ一云
指上 日女之命へ天乎婆 所知食登 葦原乃 水穗之國
乎 天地之 依相之極 所知行 神之命等 天雲之 八
重搔別而へ一云 天雲之 八重雲別而へ神下 座奉之
高照 日之皇子波 飛鳥之 浄之宮尔 神随 太布座而
天皇之 敷座國等 天原 石門乎開 神上 上座奴 へ
一云 神登 座尔之可婆へ吾王 皇子之命乃 天下 所
知食世者 春花之 貴在等 望月乃 満波之計武跡 天
下へ一云 食國へ四方之人乃 大船之 思憑而 天水
仰而待尔 何方尔 御念食可 由縁母無 真弓乃岡尔
宮柱 太布座 御在香乎 高知座而 明言尔 御言不御

問 日月之 數多成塗 其故 皇子之宮人 行方不知毛
へ一云 刺竹之 皇子宮人 歸邊不知尔為

(二・一六七)

右に示したのは、題詞にも明らかなように、柿本人麻呂による「日並皇子尊殯宮之時」挽歌（以下、日並皇子挽歌といふ）である（ただし短歌を除く）。「日並皇子尊」は、天武天皇の第二皇子・草壁皇子を指し、その母は持統天皇である。本来皇位継承権者として第一位に格付けられるべき第一皇子の高市皇子は、その母の身分が低かったために、草壁皇子・大津皇子に次いで列せられることとなった。かくして草壁皇子こそは、偉大なる天武天皇の跡を継ぐべき存在と定位されたわけである。ここで草壁皇子の略歴について、『日本書紀』の記述によって見ておこう。それによれば、天智元年（六六二）に出生。天武元年（六七二）、父・天武に従って壬申の乱に参戦。天武八年（六七九）五月に、吉野の宮において、

大津皇子・高市皇子・河嶋皇子・忍壁皇子・芝基皇子ら五皇子と「千歳の後に、事無から」むことを期し、六皇子の助け合っていくことを盟約する。その後、天武十年（六八一）二月に立太子するも、ついに皇位を継ぐことなく、持統三年（六八九）四月十三日、薨去となる。皇子の死に対する周囲の落胆ぶりは、右の日並皇子挽歌後段、すなわち第三十七句「吾王」以降によって窺うことができる。

さて、日並皇子挽歌をめぐる主要な問題は四点あり、全て前段（冒頭（第三十六句））の中に存する。故に本稿は前段の解釈を中心として、いわば文脈中心主義の立場からこれを考察した上で、そこから見えてくる作者・柿本人麻呂の思想及び、その基盤となった時代状況について把握しようとするものである。

一、主要な問題四点の考察と前段の解釈

先ず、当該挽歌をめぐる主要な問題四点について、それぞれ考察していく。

第一は、第一・二句「天地之 初時」の表記及び、訓に関する問題である。実見した現行諸注の立場をまとめると以下のようなになる。

- ① 天地之 初時之……井上『新考』・金子『評釋』
- ② 天地之 初時……『私注』・旧『大系』・『注釋』・『釋注』・稲岡『全注』・中西『全訳注』

③ 天地之 初時……新旧『全集』・新『大系』

先ず、諸本の異同を確認すると、金沢本、類聚古集は「天地之 初時」（それぞれ訓なし）で「之」字はない。西本願寺本は「天地之 初時之」（アメツチノ ハシメノトキ）、紀州本は「天地之 初時」（アメツチノ ハシメシトキ）とあり、「時」の右傍に「之」字が付されている。これによって、②③は、金沢本・類聚古集に従って「之」字を削除したことがわかる。金沢本・類聚古集などには「之」字が記されておらず、「之」字を付けた西本願寺本・紀州本にはこれに相当する訓がないことを見れば、今は、金沢本、類聚古集に従って②③の表記をとり、訓については、「之」の文字がないのを重視して（稲岡『全注』②をとるのが適当であろう）。

第二は、第九・十句「神分 分之時尔」における二つの「分」字の訓に関する問題である。表記については第十句の「分」字部分を、上とのつながりから、「々」（『注釋』）あるいは「々」（旧『大系』、稲岡『全注』）などとしているものもあるが、本稿では、第九・十句の表記について「神分 分之時尔」で一応統一した上で、考察する。

当該部分の訓について、現行諸注においては以下のような異同がある。

- ① カムクマリ クマリシトキニ……井上『新考』
- ② カムハカリ ハカリシトキニ……金子『評釋』・新旧『大系』・『注釋』・新旧『全集』・稲岡『全注』

③カムワカチ ワカチシトキニ……『釋注』

④カムアガチ アガチシトキニ……『私注』・中西『全訳

注』

①③④は意味的には同じである。それぞれの注を見ると、

①の井上『新考』は「高天原と瑞穂國とを配り分けたまふなり。」と述べ、③の『釋注』は「それぞれ支配する領分をお分けになった時に、の意。」と述べ、④の『私注』は「アガツは『分』でワケル意である。」と述べ、いずれも統治の分配を示すものとして、「分」字の訓を決しているのである。

以下の文脈において、「天照 日女之命」（天照大神）と「高照 日之皇子」（天武天皇）との天上・地上の分配統治が歌われていることから（後述）、稿者は、①③④の解釈を支持するものである。さて、「分」字の訓に関する最近の動向としては、たとえば新『大系』の注に、

原文「神分分之時」。諸注、「分」の字をワカチあるいはハカリと訓む。前者ならば、神々を国土へそれぞれ分配した時という意。後者ならば、神々が相談し合った時という意になる。

とあるように、最近では、「分」は「ハカリ」・「ワカチ」のいずれをとるかに問題が集約されており、本稿もこれに従って、②の「カムハカリ ハカリシトキニ」・③の「カムワカチ ワカチシトキニ」という二つの立場の異同に絞って考察したいと思う。そのうち、先に述べた通り、以下の文脈から

判断すれば、③をとるのが正しいと思われるにもかかわらず、何故②の立場の方が優勢であるのか。これは、たとえば、稲岡『全注』が、

講義に「古典を通じて神々が天の河原にて会議して、神々を分ち配るといふことを議したりといふことは未だ曾てきかざる所なり」と記すとおり、そのような伝承は見られない。

と『講義』^{（注十五）}を引いて述べているように、既定の神話の筋に照らして解釈しようとする態度に原因が存する。しかし、神野志隆光が『古代天皇神話論』^{（注十六）}において述べたように、「古事記」等とあわせ見ることが、じつはこの歌の理解を混乱させるのであり、あくまでも長歌の文脈に沿って解釈すべきである。すなわち、②③の異同は、文脈の読解を主眼とした解釈であるか、あるいは、ある既定の筋を念頭に置いて訓を決するか、の違いなのである。稿者は前者の立場を支持し、③の「カムワカチ ワカチシトキニ」の訓をとるものである。

第三は、第二十五・二十六句「高照 日之皇子」が何者を示すのか、という解釈に関する問題である。以下、各立場を挙げる。

①天武天皇ひとりを目指すとする立場……井上『新考』・

『私注』

②日並皇子（草壁皇子）を目指すとする立場……旧『大系』

③ニギと天武天皇の二重写しとする立場……『注釋』・

新旧『全集』・『釋注』・稲岡『全注』・新
『大系』・『全訳注』

先ず②であるが、この立場をとった場合の問題点として、
第一に、第二十七～三十二句「飛鳥之 淨之宮尔 神隨 太
布座而 天皇之 敷座國等」の「天皇」について、これを持
統天皇と見なければならぬ(旧『大系』など)ということ
があげられる。しかし、荒木田久老『萬葉考槻乃落葉』(三之
卷解)別記^(注十七)が「おほきみとは、當代天皇より、皇子、諸王
までを申稱なり(後に御定めありて、皇太子、諸王とわかて
り。)、須米呂岐とは、遠祖の天皇を申奉る稱なる」として
(〈 〉内は割注―上野)、「オホキミ」「スメロキ」の呼称の
別を説いて以降、たとえば現行諸注においても稲岡『全注』
が、

現在の天皇をオホキミと言うのに対して、スメロキは過
去もしくは未来の天皇を含めた皇統をあらわす。

と述べ、また、毛利正守「人麻呂の皇統意識―近江荒都歌と
日並皇子挽歌、それ以前を視野に入れて―」^(注十八)が、

萬葉集において、現実^(注十九)に治める当代の天皇はオホキミと
表現され、歴代の天皇及び将来の天皇をも含めて皇統に
位置する天皇はスメロキと表現される。オホキミは現実
の一天皇を指すが、スメロキの場合は過去の天皇のうち、
一天皇のみを指すケースもあれば、それに限らないケー
スもある。

と述べているように、当代の天皇を「オホキミ」、歴代の天
皇及び、未来の天皇をも含む皇統を「スメロキ」と呼称する、
というのが通説である。これに従うならば、当該部分を当代
の持統天皇と見る場合の「天皇」は、当然、「オホキミ」と
訓まれるべきであるにも関わらず、当該句の訓は「スメロキ」
なのである。とすれば、当然のことながら、これを当代の持
統天皇と解釈するのは適当ではない。第二に、第三十五・三
十六句「神上 上座奴」において草壁皇子の薨去を歌った後、
第五十三～五十八句「由縁母無 真弓岡尔 宮柱 太敷座
御在香乎 高知座而」において、再び草壁皇子の死に関する
ことが歌われるというのは、文脈上、実に不自然である。以
上のことなどから、②の立場には無理があるといわなければ
ならない。

その点、③は、話の流れとして無理がなく、妥当なように
思われる。しかし、たとえば『注釋』が、

天の八重雲をわけて降臨された天孫と淨の宮に宮居を定
められた天武天皇とが「神下 座奉之」の句のところ
二重寫しのやうになって、日の皇子がいつの間にか天武
天皇になったと見るべきだと思ふ。

と述べるように、これは、天孫降臨神話の主人公であるニニ
ギと天武天皇とを合わせ見る立場なのである。③の立場は、
規定の筋に沿った解釈であり、日並皇子挽歌の文脈に基づく
解釈ではないという点に問題があるといわなくてはならない。

そこで注目されるのが、①の「天武天皇ひとり」を指すと見る立場」である。『私注』が、

殆ど通説定説となって居るニニギノ尊の考を抜きにして此の歌を理解しようとする企は、歌にあらはれた言葉から、言葉だけを主として、歌の内容を理解しようとする者に取っては、當然ではあるまいかと思ふ。

と述べた通り、文脈中心の立場によって考察するならば、神々による統治分配がなされたときに、天上をアマテラス、地上を天武天皇がそれぞれ統治することとなって、天武天皇は神として降臨していった……、という物語が展開されていることは明白である。同様の見解としては、たとえば、神野志隆光（前掲同書）、毛利正守（前掲論文）などがあげられる。

さて、冒頭にも述べた通り、当該長歌の構成は、大きく二段に分けることができる。前段は、冒頭「天地之」から、第三十六句「上座奴」までで、天地開闢のときから天武天皇の神上がりまでを歌っている。それ以降が、題詞にある「日並皇子尊」（草壁皇子）に関して触れた後半部分となるわけであるが、全六十五句のうち、その半分以上が、天地開闢のときから天武天皇の神上がりに至る叙述に費やされていることを見れば、当該長歌の主旨が、単に、皇子の追悼に限られたものでないことは明らかであろう。

ここで、第二十五・二十六句「高照 日之皇子」を含む前段の構造について把握するため、神野志隆光（前掲同書）に

做い、これをさらに三つの部分に分ける。

一段目（冒頭〜第十句）

……【天地の初めの時、天の河原に八百萬千萬の神々が集い、統治の分配をしたところ】（現代語訳）

二段目（第十一句〜第十四句）

……【天照大神は天を治めることになり】（現代語訳）

三段目（第十五句〜第三十六句）

……【葦原の水穂の国を、天地の寄り合う果てまでもお治めになる尊い神として、天雲の八重かき分けて、神々が地上にお下し申し上げた天武天皇は、飛鳥の浄御原の宮に、神として地上を治めておられたが、代々の天皇の永久にお治めになる国は天上であるとして、天の石門を開いて、天上に上がってしまわれた】（現代語訳）

一段目は、天地開闢の時、天の河原において神々が集い、統治の分配をしたという部分である。これを受けて、天照大神が天上界を統治することになった、というのが二段目であり、また、同じくそれを受けて、天武天皇が神として降臨し、飛鳥の浄御原の宮において地上界を治め、その後、天に帰っていくという部分が三段目である。つまり、当該長歌の文脈においては、天の河原における神々の統治分配を起点として、天照大神の天上統治と、天武天皇の地上統治とが並立するか

たちとなり、ニニギの登場する余地はない。

すなわち「高照 日之皇子」は、これを草壁皇子と見る②の立場はもとより、ニニギノミコトと天武天皇との二重写しである、と見る③の解釈も妥当な見解とはいえず、ここは、天武天皇ひとりを目指すとする①の立場こそ、首肯すべき解釈であると考えるのである。

日並皇子挽歌に表れた神話は、たとえば『日本古典文学大辞典』^(注十九)に、「高天原と地上の葦原中国（あしはらのなかつくに）との間に国譲りの議がなり、天照大御神は太子（ひつぎのみこ）天忍穗耳尊に下界への降臨を命じたところ、その間に邇邇芸命が生まれたので、改めて御子が天降ることになった。」と記されているような、天皇家による地上統治の起源としてニニギが据えられる、いわゆる天孫降臨神話とは、明らかに異質なものである。当該長歌が歌い上げる神話は、天地開闢の折の神々の集いを起点として、天照大神による天上統治と、天武天皇による地上統治とが並立的に置かれるというものであり、ニニギ↓神武天皇↓歴代天皇↓天武天皇、という地上統治の流れを超えて、天武天皇を天照大神と同列の神として降臨させるという、柿本人麻呂の創造した天武天皇神話とでもいべき物語（以下、天武天皇神話という）が、ここに展開されているのである。とはいえ、これを『記紀』対『天武天皇神話』の単純な構図として捉えるのは適当ではない。神野志隆光が、

しかし、『古事記』と『日本書紀』は、その自らの論理において「神代」を構造的に体系化して王権の由来を神話的に語るものであり、いわゆる天孫降臨にしても、『古事記』が、「高天原」―「葦原中国」の世界関係を、アマテラスが秩序原理として二つの世界全体を包摂するものとして定立したうえでそのアマテラスの命をうけて（アマテラスによって保障されて）ニニギが降るとするのに対して、『日本書紀』では、「高天原」という世界は定立されることなく、陰陽二元的世界像にたち、それゆえアマテラスも日神的に限定され、降臨にあたって司令神の役割をはたすこともない、というふうには本質的に異なるのである。

と述べる通り^(注二十)、記紀双方にそれぞれ独自の論理展開が存在することは勿論なのである。ただ、ニニギ、神武天皇以降、連綿と皇統が続いていく、という筋においては両者は一致しているものであり、こうした流れを一切排除して、突如、神として地上に降臨する天武天皇を歌う当該神話は、取り分けて独特な物語であると断じてよいであろう。

さて、天武天皇神話が「天上統治」天照大神、「地上統治」天武天皇」として、両者を並立に置いていることは確かながら、しかし、ここで注意すべきことは、作者・人麻呂の思想が、神武天皇以来の皇統の存在を否定するものではないということである。その適当な例として、同じく人麻呂作歌であ

る、いわゆる近江荒都歌（一・二九）をあげることができる。

過近江荒都時柿本朝臣人麻呂作歌

玉手次 畝火之山乃 檀原乃 日知之御世從（或云 自宮）阿礼座師 神之盡 樛木乃 弥継嗣尔 天下 所知食之乎（或云 食来）天尔滿 倭乎置而 青丹吉 平山乎超（或云 虚見 倭乎置 青丹吉 平山越而）何方御念食可（或云 所念計米可）天離 夷者雖有 石走淡海國乃 樂浪乃 大津宮尔 天下 所知食兼 天皇之神之御言能 大宮者 此間等雖聞 大殿者 此間等雖云 春草之 茂生有 霞立 春日之霧流（或云 霞立 春日 香霧流 夏草香 繁成奴留）百磯城之 大宮處 見者悲毛（或云 見者左夫思母）（一・二九）

右の、いわゆる近江荒都歌は、「檀原乃 日知」（神武天皇）から天智天皇に至る皇統を歌っている。つまり、人麻呂は、天武天皇が歴代天皇と皇統譜的には、当然繋がっていることを踏まえながら、意志的に天武天皇を超越させ、天上神・天照大神と同等の存在として定位したのである。時空間の秩序を黙殺し、天武天皇を天降ってきた神と定位することは、要するに、天武―《持統》―草壁―文武……（《内は中継天皇であることを示す。□内の草壁皇子は、前述の通り即位はしていないが、天武天皇の血統を後代に伝える重要な役割を果たした）と続く天武皇統、すなわち前代・天智天皇に至る旧王朝に対する、「新王朝」の開祖としての天武天皇の絶

対化を意図するものであったと見るべきである。人麻呂は、近江荒都歌において、神武天皇から天智天皇に至る皇統と天武天皇との隔絶を示し、日並皇子挽歌において、天武天皇を開祖とする「新王朝」の正統性を示したといえよう。同じく人麻呂作歌である「高市皇子尊城上殯宮之時」挽歌（二・一九九）においても同様の論理が貫かれている。これらは、柿本人麻呂の作った天武天皇神話の確固たる思想体系を垣間見得る作品群として重要である。

さて、次に考察するのは、飛鳥の浄御原の宮に降臨し、神として地上を治めていた天武天皇のその後について歌う部分である。すなわち、第四の問題は、第三十一・三十二句「天皇之 敷座國等」における「敷座國」とは、天上の国を指すか、あるいは地上の国を指すか、という解釈をめぐる問題である。前段の結びの部分である第三十三～三十六句「天原石門乎開 神上 上座奴」の主語が天武天皇であることは明らかであるが、しかし、その神上がりの目的を述べた第三十一・三十二句の解釈については、以下二説のいずれをとるべきであろうか。

①「歴代の天皇方のおいでになるところとして、高天の原の岩戸を開いて……」（『注釋』）

②「瑞穂の国は代々の天皇のお治めになる国として……」（稲岡『全注』）

実見した現行諸注の立場をまとめると、①に立つものは

『私注』・『全訳注』、②に立つものは金子『評釋』・新『大系』(第二十五・二十六句「高照 日之皇子」を草壁皇子のことと解釈した旧『大系』は、ここを持統天皇に関する部分と見るが、記述の通り、妥当な解釈とはいえない)・新旧『全集』・『釋注』などであり、現在のところ②の方が優勢なようであるが、稿者は、①をとるのが適当であろうと考える。②によって、瑞穂の国は代々の天皇が治める国だと言明する場合、神として降臨してきた天武天皇の皇統の特殊性が薄れ、旧王朝と隔絶した新王朝としての印象が弱くなる。前王朝までを超越する存在として「新王朝」を開いた天武天皇の絶対性を歌う意図からしても不都合ではないか。旧王朝の「歴代の天皇方がおいでにな」り、永遠に生き続ける高天の原に、新王朝の開祖たる天武天皇もまた、大任を終えて神上がっていく(帰っていく)と解釈する方がよいであろう。

以上、主要な問題四点を一覧したところで、前段の現代語訳(私案)を示しておく、「天地の初めるとき、天の河原に、八百萬千萬の神々がお集りになり、統治の分配をなされたときに、天照大神は天上界を統治なさることとなり、葦原の瑞穂の国を、天地のより合いの極みまでも統治なさる神の命として、八重に重なる天雲をかき分けて、お下しになられた高照らす日の皇子、すなわち天武天皇は、飛鳥の淨御原の宮に神として御治世の大権を掌っておられて、やがて、歴代の天皇方おいでになる国は天上にあるとして、天の原の岩

戸を開いて神上がっていかれた。」となる。

二、「天武天皇神話」形成の起源

本節においては、日並皇子挽歌の前段に歌い上げられた、天武天皇神話を歌う柿本人麻呂の思想形成の背景として、壬申の乱以降の思想状況を考察する。そこで先ず示すべきは、次の、天武紀に見える記事(注二十七)であろう。

戊申に、賀騰極使金承元等、中客より以上二十七人を京に喚す。因りて太宰に命せて、耽羅使人に詔して曰はく、「天皇、新に天下を平けて、初めて即位す。是に由りて、唯賀使を除きて以外は召したまはず。則ち汝等の親ら見る所なり。(以下略)」(天武紀二年八月二十五日の条)

天武紀二年八月、新羅よりの使者である金承元らが、天武天皇の即位の祝いに訪れた時の記事である。このとき天武天皇は、祝賀の使者以外は受けつけず、天智天皇に対する弔喪使は召されなかったという。秋間俊夫「人麻呂と近江」(注二十二)は右の記事における「天皇、新たに天下を平けて、初めて即位す。」の「初めて」に注目し、『日本書紀』が、天武天皇以外で「初めて」という意味の語を天皇の即位や統治に関して使用した例として、神武紀、崇神紀の記事を四例挙げた上で、

このように見ると、書紀において天武は神武、崇神に準ずる王統の祖と考えられていることがわかってくる。たしかにかねは「ハツクニシラススメラミコト」と呼ば

れる神武、崇神と同一ではなく、それら皇祖の流れをくむ。だがそれと同時に、みずから新王朝の祖としても意識しているのだ。古事記では神武は「ハツクニシラススメラミコト」と呼ばれていないという事実も、天武の位置を考える上に考慮すべきだろう。

と述べ、『古事記』、『日本書紀』それぞれを貫く思想の一端を暗示している。舎人親王らによって『日本書紀』三十巻が撰進されたのは養老四年（七二〇）のことである。当代の元正天皇は天武天皇の正統たる草壁皇子の子である。また、和銅五年（七一二）これに先立って成立した『古事記』は、その序に従うならば、天武天皇の発意に基づく書物である。こうした事実は、右に引用した秋間俊夫の言に関連して、考慮すべきであろう。

天武元年（六七二）に起こった壬申の乱は、率直にいえば、天智天皇の正統たる大友皇子を中心とした近江朝に対する、大海人皇子（天武天皇）の権力奪取を目的とした闘争、いわば謀反であった。それ故、勝利の後に壬申の乱の大義、即位の正統性を確立することは、天武天皇方にとって、必要不可欠の問題であったと推測される。それは当然、天武朝一代においてなされ得るような容易なものではなく、天武皇統全体に課せられた問題でもあった。先に秋間俊夫が指摘したような、すなわち天武天皇を神武・崇神と同列に置くことを意識したかのような『日本書紀』の態度も、その撰進が、天武天

皇の後継者と定位されていた草壁皇子の血を引く元正天皇の御代であることを思えば必然であると考えられる。しかし、『日本書紀』の撰進は、壬申の乱から四十八年を経過した後のことであり、天武天皇の正統性を確立するにはいささか時を経過ぎて思うように思う。そこに記述された天武天皇の定位のされ方の原型はそれより遙か以前、おそらくは天武天皇の存命中に形成されたと見るのが妥当である。

『萬葉集』卷十九に「壬申年之乱平定以後歌二首」と題する作品がある。一つは大伴御行の作品（四二六〇番歌）、もう一つは「作者未詳」（四二六一番歌）とされている。二首は、日並皇子挽歌や近江荒都歌、あるいは高市皇子挽歌などに表れた天武天皇神話が、柿本人麻呂の純粋な独創ではなく、壬申の乱以降の時代状況という巨大な渦の中から自然発生的に湧き上がってきたものであることを示す作品として重要である。

壬申年之乱平定以後歌二首

皇者 神尔之座者 赤駒之 腹婆布田為乎 京師跡奈之都
(十九・四二六〇)

右一首大將軍贈右大臣大伴卿作

大王者 神尔之座者 水鳥乃 須太久水奴麻乎 皇都常成通
(十九・四二六一)

右件二首天平勝寶四年二月二日聞之

即載於茲

也

右二首は、共に「オホキミハ カミニシマセバ」と、いわゆる天皇即神の思想に則って歌われている。これは人麻呂作品に表れた天武天皇神話とも共通する意識であろう。ここで注目すべきは、題詞にある「平定」という語である。辰巳正明は「大君は神にし坐せば―壬申の乱以後の歌二首―」^(注千四)において、中国古代の天命思想との関係から天武天皇の即位を捉え、

本来、この題詞は「壬申の乱以後の歌」とあって然るべきで、わざわざ「平定」と記すのは、壬申の乱が〈平定〉であったと意識されていたからである。天武天皇はまさに天命を受けた天皇として天降り、近江朝を平定して光宅としての浄御原宮を開いたのである。そのような天武天皇を讃め称える頌歌が、浄御原宮の建都を頌す「大君は神にし坐せば」の二首であったと思われるのである。

と述べる。つまり辰巳は、謀反である壬申の乱を、天武天皇の正統性を根拠づけるという意図に基づいて捉え直す上で、中国古代の「天命↓平定↓建都↓即位」という型式を持つ天命思想が導入されたのであり、柿本人麻呂の作品に表れる天武天皇神話は、こうした流れの中で形成されたのではないか、というのである。そして、そうした思想の初期段階において生まれた天武天皇讃歌こそが、当該二首であるというのだ。

壬申の乱における謀反という本質を覆い隠し、「平定」の

ための聖戦であったとする思想を樹立することは、乱に勝利した後の天武天皇にとって、最重要の課題であったといえる。人麻呂の歌に表れた思想も、大伴御行らの二首に見えるような思想系譜の一つとして捉えるのが適当ではないかと思われる。

壬申の乱において大友皇子を中心とする近江軍を滅ぼして誕生した天武朝は、乱の意味を「平定」であるとし、それによって誕生した王朝を「新王朝」であると対外的に主張したのであった。持統天皇・文武天皇に仕えた宮廷歌人・柿本人麻呂の思想は天武天皇の「新王朝」の流れに属する臣下として当然のものであったといえよう。

おわりに

本稿においては、日並皇子挽歌における主要な四つの問題点の考察を中心に、作者・柿本人麻呂の思想形成の源流である天武朝以降の時代状況及び、思想について見てきた。天武元年（六七二）の壬申の乱は、皇統の意識的隔絶を招来させた、すなわち、神武天皇以来、歴代天皇を経て天智天皇に至った、実質的には皇統譜に連なる位置にありながら、これを超越する降臨神話によって自らを神と定位した天武天皇を誕生させた点において重大な事変、いわば革命なのであった。

最後に、最近の論説として、壬申の乱以降の皇統について、天武天皇から称徳天皇までの皇統を天武皇統と見做し、光仁

天皇即位に至って天智皇統に移行したと見る通説に対し、持統・元明・元正の三女帝を天武皇統の中継ではなく、天智皇統における本命天皇であったとし、さらに、通説においては天武の後継者として定位されていたが故にその存在を重視される草壁皇子について、これを天智天皇の皇女たる持統天皇の血を受け継ぐ存在という観点から重視し、持統—草壁—文武—元明—元正—聖武……と続く系譜を天智皇統による継承であったとする見解がある。^(注二十五) 本稿は、『萬葉集』巻二における日並皇子挽歌の文脈を読み解くことを主眼として、結果的に通説の立場をとるに至ったわけであるが、今後の課題として、さらに視野を広げ、皇統問題の詳細について考察し、別稿を以って私見を述べたいと考える。それにより、日並皇子挽歌、人麻呂の天武天皇神話に関する見解にも、新たな視点が芽生えるものと確信している。

◎ 本稿中の『萬葉集』本文の引用は、塙書房『補訂版 萬葉集 本文篇』（平成十年二月二十五日）を用いた（〈 〉内は割注）。

注

注一 井上通泰『萬葉集新考』第一（国民図書株式会社、昭和三年三月六日）

注二 金子元臣『萬葉集評釋』第一冊（明治書院、昭和十年十

一月七日）

注三 土屋文明『萬葉集私注』一（新訂版）（筑摩書房、昭和五十一年三月五日）

注四 日本古典文学大系『萬葉集』一（高木市之助・五味智英・大野晋校注、岩波書店、昭和三十二年五月六日）

注五 沢瀉久孝『萬葉集注釋』巻第二（中央公論社、昭和三十三年四月十五日）

注六 伊藤博『萬葉集釋注』一（集英社、平成七年十一月二十五日）

注七 稲岡耕二『萬葉集全注』巻第二（有斐閣、昭和六十年四月十日）

注八 中西進『萬葉集（全訳注原文付）』（講談社、昭和五十九年九月二十日）

注九 日本古典文学全集『萬葉集』一（小島憲之・木下正俊・佐竹昭広校注訳、小学館、昭和四十六年一月二十五日）

注十 新編日本古典文学全集『萬葉集』①（小島憲之・木下正俊・東野治之校注訳、小学館、平成六年五月二十日）

注十一 新日本古典文学大系『萬葉集』一（佐竹昭広・山田英雄・工藤力男・大谷雅夫・山崎福之校注、岩波書店、平成十一年五月二十日）

注十二 『復刻日本古典文学館』釈文『御物 金澤本萬葉集』（日本古典文学会編集、日本古典文学会刊行会、昭和四十八年十月二十日）

注十三 『類聚古集』（上田萬年・小島憲之校訂、臨川書店、昭和四十九年六月三十日）

注十四 『西本願寺本』（普及版）巻第二（桜楓社、平成五年九月二十五日）

注十四 『紀州本萬葉集』（後藤安報恩会、昭和十六年八月二十八日）

注十五 稲岡『全注』が引用している部分については、『復刻限定版 萬葉集講義』巻第二（山田孝雄、宝文館出版、昭和四十五年十一月一日）において確認した。

注十六 神野志隆光『古代天皇神話論』（若草書房、平成十一年十二月十日）

注十七 萬葉集叢書『萬葉考槻乃落葉』（臨川書店、昭和四十七年十一月五日）

注十八 毛利正守「人麻呂の皇統意識―近江荒都歌と日並皇子挽歌、それ以前を視野に入れて―」（『上代文学』第八十七号、平成十三年十一月三十日）

注十九 『日本古典文学大辞典』第四卷（日本古典文学大辞典編集委員会編集、岩波書店、昭和五十九年七月二十日）

注二十 神野志隆光『柿本人麻呂研究』（塙書房、平成四年四月二十日）

注二十一 新編日本古典文学全集『日本書紀』③（小島憲之・直木孝次郎・西宮一民・蔵中進・毛利正守校注訳、小学館、平成十年六月二十日）

注二十二 秋間俊夫「人麻呂と近江」（『文学』四十四号、岩波書店、昭和五十一年十月）

注二十三 ○「……始馭天下之天皇」とまをし、号けたてまつりて神日本磐余彦火火出見天皇と曰す。（神武紀元年正月）
○初めて、天皇、天基を草創めたまひし日に、大伴氏が遠祖道臣命、大来目部を帥る密策を奉承り、能く諷歌・倒語を以ちて妖気を掃蕩へり。（神武紀元年正月）
○十二年の春三月の丁丑の朔にして丁亥に、詔したまは

く、「朕、初めて天位を承け、宗廟を保つこと獲たれども、明も蔽る所有り、徳も綏みすること能はず。

（崇神紀十二年三月）
○故、称へて御肇国天皇と謂す。（崇神紀十二年九月）
以上、新編日本古典文学全集『日本書紀』①（小島憲之・直木孝次郎・西宮一民・蔵中進・毛利正守校注訳、小学館、平成六年四月二十日）による。

注二十四 辰巳正明「大君は神にし坐せば―壬申の乱以後の歌二首―」（『國語國文』第五十四巻第四号、昭和六十年四月二十五日）
注二十五 たとえば、水上彪「律令天皇制の皇統意識と神話―正統（記）と異端（紀）―」（『思想』九六六・九六七号、岩波書店、平成十六年十月五日・同年十一月五日）は、文武三年（六九九）における山科陵造営、大宝二年（七〇二）の天智天皇の忌日の国忌への編入、慶雲四年（七〇七）の元明天皇即位の宣命が初出とされる「不改常典」等々を根拠として天智皇統説を唱えるが、これに対し、森田悌「二つの皇統意識」（『続日本紀研究』三三四号、平成十七年一月）は、それらの論を批判し、さらに、「天武を称揚する序文の付された『古事記』が受納され、天武を特別扱いした『日本書紀』が奏上された」ことの意味を考察し、「天武朝から八世紀前半にかけての顕著な事実として、壬申の乱での功績を挙げた者が死亡した際の顕彰」を例示し、
いずれも贈位を行い賻物を贈るなどしているのであるが、天武朝において十九人、持統朝三人、元明朝二人の例が知られる。元正朝に入ると壬申の乱から時間がたち、壬申の乱の功臣にして死去する者がいなくなつたのだろうが、功臣死者への顕彰の替わりに靈龜二年

四月癸丑に功臣の子十人に功田を支給することが行われている。

と述べ、「持統は勿論、文武・元明・元正らも皇統が天武に連なることを認識していたのではあるまいか」と推論し、天武皇統説支持の立場を示している。

* 本稿は、平成十六年度大東文化大学日本文学会春季大会における口頭発表「日並皇子挽歌をめぐって——「日之皇子」が指し示すもの——」の内容を基に執筆した平成十六年度修士論文・第二章に相当の修正を加えたものである。尚、稿を成すにあたり御指導戴いた日吉盛幸先生、山口敦史先生に対し、心より感謝申し上げる次第である。